

障がいのある方やそのご家族が安心して暮らすために、まずは相談を！

市では、障がいのある方の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、支える体制を整備しています。（通称：『そなエール！ネット』）

『そなエール！ネット』 緊急時に備えましょう！

緊急時の備えどうしよう？・不安…



介護者が
葬儀や急な行事で家を空
けなくてはいけない。頼れる
人もいないし、どうしよう。



介護者が、事故や病気で長
期間入院することになった！
どうしよう…。

今は、家族がいるからいいけ
れど、急に介護者が亡くなっ
たりしたら、どうなるの？
不安…。

まずは相談ください

障がい福祉サービス
の利用が…

あり

計画相談員 にご相談ください

計画相談員が、緊急時の相談・対
応等の提案や支援を行いますので、
ご安心ください。



なし

【坂井市内にお住まいの方】

坂井市障がい者相談支援センター

☎50-1971 FAX66-2932

✉syougaikitaku@city.fukui-sakai.lg.jp】

○相談時間：月～金 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）



いま
現在、障がい福祉サービスを利用していない方も、事前登録していれば安心！

「事前登録」とは？

事前に、障がいのある方の状況を把握することで、緊急時のスムーズな支援に繋がります
(※障害福祉サービスを利用している方は、計画相談員が状況を把握しているため事前登録の必要はありません。)

○手続き方法

登録対象者	在宅で暮らす障がいのある方（障がい福祉サービスを利用していない方）で、緊急時等に支援者がいない、支援できないなどで、日常生活に不安なことが生じたり、在宅での生活ができなくなるおそれのある方（坂井市在住で、18歳以上の方） (※家族形態や生活状況の変化により、対象外になる場合があります)
申請者	本人 または その家族
内 容	<p>★「事前登録」すると、在宅で過ごすことができない恐れがあるなどの緊急時に、必要に応じて障害福祉サービス等による一時的な支援を行います。 (市が「緊急」と判断できない場合は、対応できない場合があります。)</p> <p>★介護保険サービスをご利用の方は、ケアマネージャーに相談させていただきます。 (介護保険サービスが優先される場合があるため)</p> <p>★登録は「無料」です</p>
申請場所 ・ 問合せ先	坂井市役所 社会福祉課 (住所：坂井市坂井町下新庄1-1 ⑧番窓口) ☎50-3041 Fax 68-0324

緊急時の
連絡先

平日（8:30～17:15）：

坂井市役所 社会福祉課

☎ 50-3041(直通) Fax68-0324

夜間・休日：**坂井市役所**

☎ 66-1500 (代表) Fax67-7529

